

## 別添2

本交付要綱第3条(1)のハに規定する「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。なお、本交付要綱第3条(1)のイ、ロに該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所が自費で検査を実施した場合の費用に対する助成についても、同様に取り扱う。

### 1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所（居）する障害者支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うことが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

### 2 助成要件

#### (1) 対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

#### (2) 対象者及び要件

・ 感染者と同居する職員

・ 面会後、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者  
など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する  
障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼  
したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自  
費検査

※ 感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定  
しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査  
の対象にならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

#### (3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別添1の補助単価の  
範囲内）

#### (4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施さ  
れる定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼し

たが対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書（別記様式第4号の1-②）を作成し、本事業の申請書と併せて提出すること。